

令和4年1月12日

要配慮者利用施設  
施設所有者又は管理者 様

名古屋市防災危機管理局  
名古屋市健康福祉局

### 要配慮者利用施設における避難訓練の実施結果の報告義務化について

日ごろは本市防災行政及び福祉行政にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。  
近年、多発する洪水・土砂災害等への対応を図るため、令和3年7月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、要配慮者利用施設が避難確保計画に基づいた避難訓練を実施した場合、その結果を市町村長に報告することが義務化されました。

貴施設におかれましては、以下の対応をされますようよろしくお願い致します。

#### 避難訓練の実施結果の報告（義務）

- ・ 貴施設において作成されている避難確保計画に基づく避難訓練を年1回以上実施し、実施後、施設所在区の区役所総務課又は消防署総務課まで「避難訓練実施報告書」を1部提出してください。
- ・ 「避難訓練実施報告書」は名古屋市公式ウェブサイトに掲載されております。  
(名古屋市ホームページ→暮らしの情報→防災・危機管理→災害に備える→避難確保等の促進について→要配慮者利用施設等における避難確保等の促進について)
- ・ 他の規定に基づき既に同様の情報伝達訓練や避難訓練を実施している場合は、当該訓練の実施をもって代えることができますが、災害の種類によって避難場所や避難経路が異なる場合は、その旨を職員の方等に周知してください。
- ・ 1年間に2回以上訓練を実施する場合、複数の訓練をまとめて報告いただいても構いません。
- ・ なお、避難確保計画を作成していない場合は、早急に作成していただきますようよろしくお願い致します。

（ 防災危機管理局 危機管理企画室 電話 052-972-3523  
健康福祉局高齢福祉部 介護保険課 電話 052-972-2591 ）